

## 有料職業紹介における手数料及び返戻金制度について

有料職業紹介事業における手数料：年収の 30%（消費税別） 1. 但し、ここでいう年収とは、毎月固定的に支払われている手当等を含む本採用時の月額給与の 12 ヶ月分に、甲が規定する賞与額を加算した総額をいうものとする。なお、賞与についての規定がない場合は、月額給与の 12 ヶ月分を年収とみなすものとする。本採用後の給与額の昇給（定期 昇給を除く）を明示的に採用条件の一環として提示する場合には、条件提示した給与額のうちの 最大額を根拠として計算した年収の 30% を手数料とみなすものとする。 2. 上記 1 でいう本採用時月額給与とは、試用期間後の正社員登用時の月額給与を指し、職能手当や役職手当、住宅手当等、毎月固定支給される給与相当とみなされる諸手当、海外赴任手当を含む総支給月額をいうものとする。尚、住宅を現物支給している場合は、一律で月 30000 円の住宅手当として換算する。

返戻金制度 採用決定者が入社後 60 日以内に、自己都合による退職又は採用企業の就業規則に基づき解雇に至った場合は、採用企業に対してサービス利用料の 50%を甲へ返金するものとする。但し、採用決定者の死亡など不測の事態による場合、ならびに採用企業の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なっていたり、採用企業の生産計画の変更等に起因する場合はこの限りではない。尚、病気による退職は自己都合による退職とし、返金の対象とする。

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しない。

令和 8 年 1 月 31 日 株式会社 グローバルスタイル いわき事務所  
有料職業紹介事業許可番号：13 - ユ - 313671